

株式会社船井財産コンサルタンツ高松

TEL : 087-834-0122 FAX : 087-862-0988

URL : <http://www.digitalbank.co.jp/funai/index.htm>

亡くなられた方の遺産を相続したときに課税される『相続税』。「相続税って高いって聞くけどどれくらいかかるの?」、「自分には相続税がかかるの?」という疑問をお持ちの方は多いのではないのでしょうか? そういう方のために今回は相続税の基礎の基礎を勉強しましょう。

## 相続税ってどんな税金?

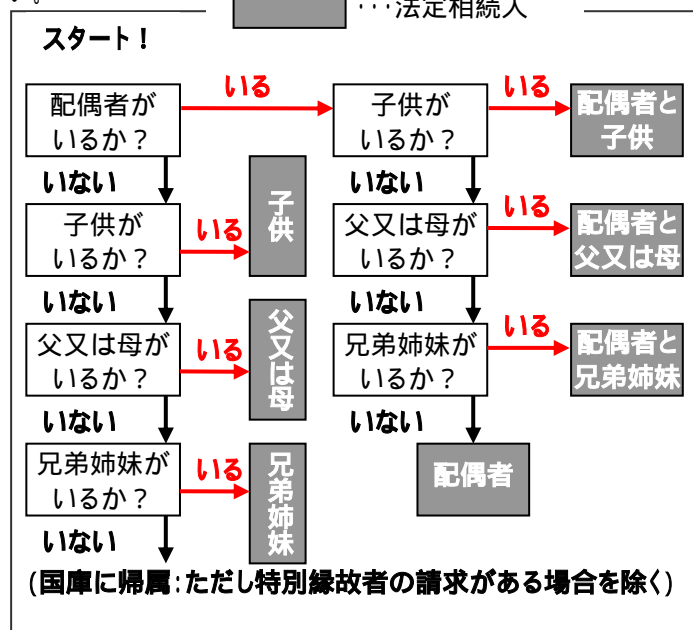
相続税は、相続または遺贈により財産を取得した場合にかかってきます。相続とは民法で定められている法定相続人が財産を取得した場合をいい、遺贈とは遺言によって相続人やその他の人が財産を取得した場合を言います。

みんなが相続税を払わないといけないの?

まずは、遺産総額から借入金などの債務、葬式費用などの非課税財産を引いた正味遺産額を求めます。次に相続税には基礎控除がありますのでその額を求めます。正味の遺産額が基礎控除の金額以下であれば相続税はかからず、税務署への申告も不要です。ここで言う基礎控除額とは、**基礎控除額 = 5,000万円 + (1,000万円 × 法定相続人の数)**で算出されます。例えば法定相続人が3名いる場合には、相続財産が8,000万円(5,000万円 + 1,000万円 × 3名)以下ならば相続税はかかりません。ただし、評価額が基礎控除を超える場合でも、申告をすることにより使える税務上の特例(配偶者の税額軽減、小規模宅地の評価減など)により相続税がかからないケースもあります。したがって現状の日本の税制では約4.2%(平成16年分:国税庁調)しか相続税がかかる人がいないと言われています。

逆に相続税がかかってしまった場合には、実際に取得した財産の大きさによってその取得金額の10%から最高50%の税額(ただし金額に応じた控除額あり)の相続税を支払わなければなりません。

なお法定相続人は下記のフローチャートでご確認ください。



方の法定相続人になります。

## 納めた相続税が戻ってくる?!

「セカンドオピニオン」という言葉をご存知でしょうか? 直訳すると「第二の意見」という意味で、医療の世界では診断や治療方針について主治医以外の医師の意見を聞くこととしてすっかり定着していますね。

相続税の申告においてもこの「セカンドオピニオン」を求める動きがあるのをご存知でしょうか?

医師に専門分野があるように税理士にも得意分野、不得意分野があるのです。年間の全国での相続税申告が43,488件(平成16年分:国税局調)に対し、全国の税理士事務所の数は約45,000件です。つまり年間で平均すると1税理士事務所あたり約1件の相続税申告しかない計算です。当然、数年に一度申告を行うが行わないかという事務所が数多く存在します。したがって相続税のことはよく知らないという税理士が非常に多いのが現状です。相続税の申告の際に行う財産評価には様々な特例があるのですが、慣れていない税理士はその特例を使わずに(知らずに...)評価してしまう、ということが多々あるのです。したがって**相続税の申告に慣れていない税理士とそうでない税理士では、納める税金が変わってくるのです!**

「でも一旦税金を納めてしまったのでしょがないや」とお思いの方が多いのではないのでしょうか? あきらめてしまうのはまだ早いです。**相続税の申告期限から5年以内であれば納めた税金が返ってくる可能性があるのです!**

当社グループでも相続税の「セカンドオピニオン」サービスを行っております。当社の関連会社、**みどり合同税理士法人には四国でNO1の相続税に関する知識を誇り、非常に経験豊富な税理士がおりますのでこのサービスが可能なのです。**なお不動産鑑定士と提携しておりますので、不動産をお持ちの方は不動産鑑定を行うことにより、評価を下げる事が可能です。

このサービスに関しては成功報酬制ですので、税金が返ってこなかった場合には報酬はいただいておりません。また、当初申告された税理士さんにはわかりませんのでご安心ください。

その他将来の相続税負担が心配な方(対策をすることにより額を減らすことが可能です!)、相続が発生したが相続税がかかるか、かからないかわからない、という方も是非当社にご相談ください。

また当社では「相続手続支援センター香川」として相続後の手続をお手伝いするサービスも行っております。預貯金、証券、不動産の名義変更など相続後にしなければならない手続はたくさんあります。こうした手続に不慣れな方、時間の余裕がないという方に最適のサービスです。相続手続に関する相談は相続手続支援センター香川(専用電話:087-834-0187)までご連絡ください。